

上尾市水道事業管理規程第1号

上尾市上下水道部指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市上下水道部指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程  
上尾市上下水道部指定給水装置工事事業者規程（平成10年上尾市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。